



本橋書記長を東仕両に戻せ！ 出向取消仮処分申し立て

本橋本部書記長は本日、東京地方裁判所に東京仕業検査車両所への復職を求め、出向取消仮処分の申し立てを行いました。

会社は6月1日、本人の同意もなく、一方的に54歳原則出向対象者であるとして、新幹線エンジニアリング（SEK）への出向を発令しました。しかし、本橋書記長は発令前段、会社との面談で一貫として、「出向には同意していない」「本部書記長を担っている者を出向に出すことは、組織の弱体化を狙った不当労働行為である」「人選の理由を明らかにせよ」と主張していましたが、会社は具体的理由を明らかにしないまま、5月18日に事前通知書を強行発令しました。また、出向に出すことにより労働協約第6条の勤務時間中の組合活動が適用されない状況となり、組合活動に支障をきたすこととなります。

会社が本人の同意も得ず、また何ら説明責任を果たさず出向を強行し、労働組合の弱体化を狙った、会社の姿勢を問い糾していく裁判でもあります。

JR東海労は本橋書記長の東京仕業車両所への早期の復帰に向けて、また本人の同意なき54歳原則出向の中止を求めて、JR総連の仲間と固く連帯し闘っていきます。

